

住宅の耐震改修工事に伴う固定資産税減額のお知らせ

■ 概要

令和13年3月31日までに耐震改修工事を行った住宅について、一定の要件を満たしている場合、家屋の固定資産税に対する減額措置を受けることができます。

■ 減額内容

令和13年3月31日までに耐震改修が完了

→翌年度の固定資産税額を2分の1に減額(120㎡限度)

※当該住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定している「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は、改修後2年度分

■ 対象家屋

昭和57年1月1日以前から所在する住宅(家族が住んでいる住宅や、賃貸でも可)

居住用部分の床面積が2分の1以上であること

■ 改修工事費及び改修工事内容

1耐震改修の費用が1戸あたり50万円以上であること。(共同住宅・長屋住宅など

の場合も床按分で1戸あたりの費用を算出する。)

2現行の耐震基準に適合する耐震改修であること。

■ 必要書類(1、2以外は写しで可)

1住宅耐震改修に伴う固定資産税減額に係る申告書

2建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する
現行の耐震基準に適合した工事であることを証明する書類

3耐震改修が行われたことが確認できる書類

例)耐震改修工事の設計書、耐震改修工事前後の平面図、

改修工事後の耐震診断書、耐震改修前後の写真等

4耐震改修の費用が1戸あたり50万円以上であることを確認できる書類

例)耐震改修工事の領収書

■ 申告手続き

この減額措置を受けるためには申告が必要です。

改修工事完了後3ヶ月以内に上記必要書類を市税課資産税係へ提出してください。